

アマチュア野球規則委員会による公認審判員の資格制度実施要領
第7条（ライセンスの認定講習）に関わる細則

（趣旨）

第1条 この細則は、一般財団法人全日本野球協会アマチュア野球規則委員会による公認審判員の資格制度実施要領（以下「実施要領」という。）第7条（ライセンスの認定講習）に関する必要な事項を定める。

（認定講習）

第2条 3級審判員に関する認定講習については、別表第1のとおりとする。

（用語）

第3条 本細則における用語の表記は次のとおりとする。

別表の略語	名 称
各都道府県の審判員組織	各都道府県の審判員組織または審判員が所属する野球団体
アマ規則委員会	一般財団法人全日本野球協会アマチュア野球規則委員会
アマ4団体	次のアマチュア野球4団体 ・公益財団法人日本野球連盟 ・公益財団法人全日本大学野球連盟 ・公益財団法人日本高等学校野球連盟 ・公益財団法人全日本軟式野球連盟
B F J	一般財団法人全日本野球協会

附 則

この細則は、平成27年2月10日より施行する。

■別表第1（3級審判員認定講習）

項 目	内 容
主催者	・各都道府県の審判員組織
開催	・受講希望者がいる年度に開催
受講対象者	・公認審判員（且つ3級審判員）を志望する者
受講申請	・申請の方法等（書式、申請期限、他）は、主催者が定める。
認定方式	・主催者が開催する審判講習会に参加し、都道府県審判指導員マニュアルに記載されている次のメニューを受講する。 ①Go : Stop : Call ②球審の構え方及びトラッキング ③ソフト・トスによる投球判定 ④1塁フォースプレイ判定のビュー・トレーニング ⑤投手の投球関連動作の確認
	・この審判講習会の受講により3級審判員と認定される。
開催日	・主催者が定める。
開始時間	・主催者が定める。
会場	・主催者が定める。
運営	・主催者が運営する。
費用負担	・講習にかかる費用は、主催者が負担する。
受講料	・主催者が定める。
指導者	・講習の指導者は各都道府県の審判員組織が定める。
受講料	・主催者が定める。
結果	・主催者が受講者に通知する。
	・主催者は、認定講習の結果を開催年度の3月末日までに、加盟するアマ4団体を通じてBFJに報告する。（報告書式については検討中）
公認審判員証	・BFJは3級の公認審判員証を作成し、アマ4団体を通じて受講者に交付する。